

障害者雇用率を適用する単位の再確認のお願い

障害者雇用率の引き上げに伴い、障害者任免状況通報書の報告単位について、再度ご確認をお願いします。

障害者任免状況通報書の報告単位について

障害者任免状況通報書は、地方公共団体等の「任命権者」毎の報告が必要です。

下記の①～⑨の各機関においては、原則、任命権者が置かれることとされています。

今年度の障害者雇用率の引き上げに伴い、各市町村長部局においてこれまで報告していなかった機関についても、報告義務がないか再度確認をお願いします。

【報告対象となる機関等】 地方公務員法第6条第1項より

「①地方公共団体の長、②議会の議長、③選挙管理委員会、④代表監査委員、⑤教育委員会、⑥人事委員会及び公平員会並びに警視總監、⑦道府県警察本部長、⑧市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防庁を含む。）⑨その他法令又は条例に基づく任命権者…（以下略）」

⑨とは、地方公営企業法が適用される企業の任命権者を指します。

(a) 水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業

(b) 病院事業

(c) 主としてその経費を当該事業の経営に伴う収支をもって充てるもの(各自治体の条例等により地方公営企業法が適用されるもの)

(d) 一部事務組合

⑨の例

【1】

A市(①)

A市水道局(⑨(a))

AB地方広域市町村圏組合(⑨(d))

任命権者：A市長

任命権者：管理者A市長

任命権者：企業長A市長

任命権者はすべてA市長ですが、
人格の任命権者として、各機関毎
に障害者任免状況通報書の作成が
必要です。

【2】

C市軌道事業(⑨(a))

C市自動車運送事業(⑨(a))

二以上の事業を合わせて経営

二以上の事業を合わせて行う場合、その
二以上の事業を一の機関とみなします。

その他

・各自治体の教職員、出向中の職員について、別機関との二重集計や集計漏れにご注意ください。なお、算定対象となる職員の具体的範囲については、下記URLの手引きを参照ください。

・報告対象機関が増える場合、下記URLより様式をダウンロードすることが可能です。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/syougai_ninmen_tuuhou.html